

税務署からのお知らせ

相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

このたび、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納め過ぎとなっている方につきましては、その納め過ぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

平成22年分 青色申告決算説明会の開催について

大田原税務署では、青色申告決算説明会を次のとおり開催します。

- **日時** 12月9日(木)
 - ・ 営業所得関係 午前10時～正午
 - ・ 農業所得関係 午後2時～4時
- **場所** 大田原市総合文化会館
- **注意事項** 説明会の会場で、説明会用の決算書を配布します。

■ 問い合わせ

大田原税務署 TEL (22) 3115
※自動音声案内の「2」をお選びください。

税

家屋を壊したり、建てたりした場合は税務課まで連絡を

固定資産税、都市計画税は、1月1日現在の土地や家屋の所有者に課税される税金です。

固定資産税が課税されている家屋を壊したり、新たに建てたりした場合には、税務課までご連絡ください。○平成22年中に既に壊した家屋があ

る場合

平成23年度から課税にならないようにするために、税務課までご連絡ください。

また、平成22年中に解体が終了する場合にもご連絡ください。

○平成22年中に壊した家屋を平成23年になってから届け出る場合

「家屋滅失申請書」（解体を頼んだ業者の証明が必要です）を提出していただくようになります。

○新築した、増築した、物置を建てた、壁で覆ったなどの場合

新たに固定資産税、都市計画税が課税になる場合がありますので、ご連絡ください。

※課税になる家屋
固定資産税の対象になる家屋は、屋根、外壁、土地の定着性（基礎）と用途性で決まります。面積で決まるものではありません。詳細については、税務課資産税係までお問い合わせください。

■ 問い合わせ

税務課資産税係
TEL (23) 8726

産業

大田原市農業公社農業体験プログラム参加者募集

● 内容

○はりはり漬け、おから作り

・日時 平成23年1月16日(日)

午後1時～

・場所 湯津上農村環境改善センター

・募集人数 20名

・参加費 500円

○味噌作り

・日時 平成23年2月13日(日)

午後1時～

・場所 大田原市片府田

・募集人数 20名

・参加費 1500円

※集合場所などの詳細は、後日参加者にお知らせします。

● **受付期間** 各プログラムとも12月1日(水)午前8時30分から

※定員になり次第締め切り

● **申込方法** 大田原市農業公社まで、電話またはFAXで申し込み。

※FAXで申し込む際は、住所・氏名・生年月日・電話番号・希望するプログラム名を明記してください。

■ 問い合わせ

財団法人大田原市農業公社

TEL (23) 4834

FAX (23) 4857